

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第八号

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 一〇五 略 六 秋田県立羽後高等学校	別表（第二条関係） 一〇五 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。